

いきいき茨城ゆめ国体東海村協賛取扱謝意基準

1 趣 旨

この基準は、いきいき茨城ゆめ国体東海村協賛取扱要項第6項に規定する「協賛への謝意」について、必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者へ謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

協賛相当額	表彰状等	対応方法	対応者
50万円以上	感謝状	贈呈式	会 長
50万円未満 10万円以上	感謝状	持 参	事務局長
10万円未満	礼 状	郵 送	事務局長

3 協賛企業名等掲載基準

協賛企業名等を掲載する基準については、次のとおりとする。

協賛相当額	ホームページ	プログラム掲載
100万円以上	協賛者名や物品名（写真含む） （HPがあればリンク貼付） ※金額掲載の希望があれば対応可	1 / 1 ページ 協賛者名・物品名 ロゴ等
100万円未満 50万円以上		1 / 2 ページ 協賛者名・物品名 ロゴ等
50万円未満 10万円以上		1 / 6 ページ 協賛者名・物品名
10万円未満		1 / 24 ページ 協賛者名・物品名

4 この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

【備考】

- ・協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。
- ・取材及び贈呈式については、協賛者の意向を確認して実施する。
- ・同一者から複数回にわたり協賛があった場合の謝意の実施については、原則として基準に基づいてその都度実施するものとし、企業名等の掲載(プログラム等)については、累積した額を協賛相当額として掲載するものとする。また、贈呈式については、原則として1回限りの実施とする。